

0〜5歳のお子さんの保護者の皆さまへ

幼稚園や保育所などの利用手続きが変わります

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月からスタートする予定です。新制度への移行に伴う、重要なお知らせです。

「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の教育・保育、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの、地域における子育て支援の充実を進めるものです。

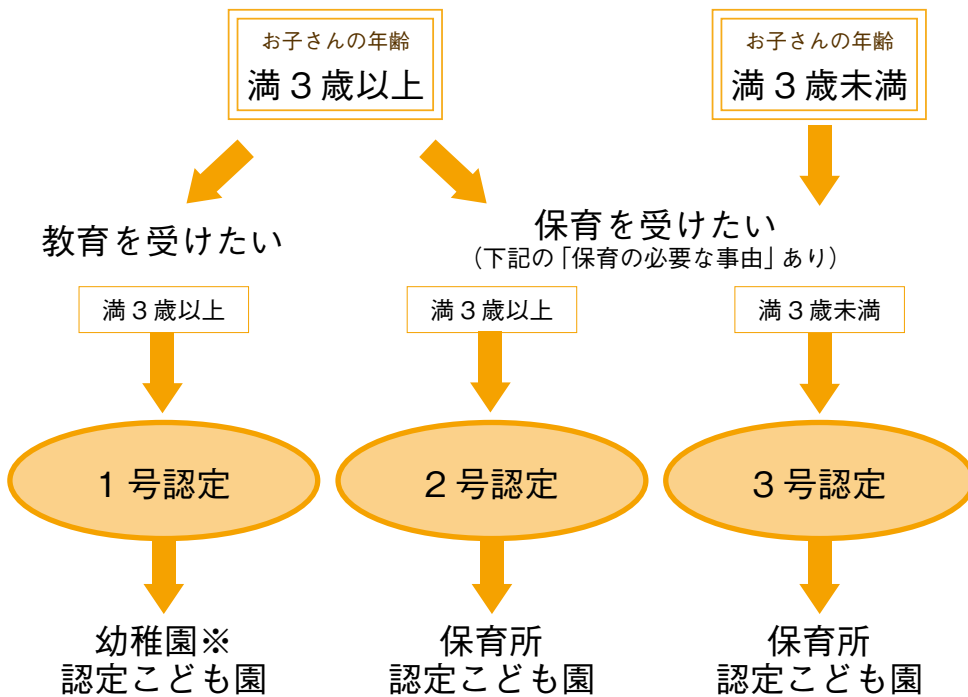
幼児期の教育・保育を行う施設として、幼稚園や保育所、認定こども園がありますが、新制度に移行することで、利用手続きが変わります。

この手続きは、平成27年4月以降に施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用を希望するかたは全て適用となります。平成27年4月以降に新たに施設を利用する場合の手続きは、幼稚園希望のかたは11月ごろ、保育所希望のかたは1月ごろを予定しています。

現在、施設を利用中で平成27年4月以降も引き続き利用するかたは12月ごろに、幼稚園や保育所などを通じて手続きを行っていただく予定です。

1 市の「認定」が必要です。 認定区分の確認を。

幼稚園や保育所などを利用するためには、お子さんの年齢や保育の必要性に応じ、教育・保育を受けるための「認定」を長崎市から受ける必要があります。「認定」には区分（1号・2号・3号）があり、利用できる施設も異なりますので、下図でご確認ください。



※現行の幼稚園が新制度へ移行しない場合があります。その場合は、認定の申請は必要ありません。

保育の必要な事由（「保育の必要性」）

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・負傷・障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤虐待、DV ⑥災害復旧
- ⑦求職活動 ⑧就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑨育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもを引き続き保育することが必要であると認められること

●問い合わせ●

あじさいコール
 ☎ 822-8888

幼児課
 ☎ 829-1142

2 利用手続きの流れを確認。

1号認定

(幼稚園・認定こども園を希望の場合)

- ①希望する園に利用希望申し込みをします。(11月ごろ)
- ②園から入園の内定が通知されます。
※定員超過の場合は選考
- ③園に認定申請書を提出します。(11月ごろ開始)
- ④市から園を通じ認定証が交付されます。(12月ごろ～)
- ⑤園で入園手続きを行ってください。(12～3月)

※新制度へ移行しない幼稚園は、③④は不要です。

2号・3号認定

(保育所・認定こども園を希望の場合)

- ①市に「保育の必要性」の認定申請と利用希望申し込みをします。(1月ごろ)
- ②利用者の希望、定員の空き状況などに応じ、保育の必要性の程度を踏まえて、市が利用調整します。(2月ごろ)
- ③市から認定証が交付され、利用施設が決まります。(3月ごろ)
- ④施設で入園手続きを行ってください。(3月ごろ)

▼利用できる施設

	幼稚園	認定こども園	保育所
概要	小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う学校	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
対象年齢	満3歳から就学前	0歳から就学前	0歳から就学前
対象児童	教育を希望する児童	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ	保護者の就労など、保育が必要な事由に該当する児童
入園契約	施設と保護者	施設と保護者	市と保護者
利用者負担	保育料：市が設定(※) 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：園へ	保育料：市が設定 支払い：市へ
利用時間	教育標準時間(4時間程度)	教育利用：幼稚園と同じ 保育利用：保育所と同じ	保育標準時間(最長11時間) 保育短時間(最長8時間)
その他	園により保育が必要な児童も預かり保育を利用して夕方まで預けることが可能	施設により預かり保育、延長保育を実施	施設により延長保育を実施

※新制度へ移行しない幼稚園は、園が設定。

お知らせ 1

放課後児童クラブ(学童保育)の利用手続きについては、現在と変更がありませんので、直接各児童クラブへお申し込みください。

お知らせ 2

利用者負担(保育料)については、現行の負担基準をもとに国が定める基準を上限として、所得に応じて長崎市が決定することとなっており、検討を進めているところです。